

## 八王子市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱

(施行)平成22年 4月 1日

(改正)平成29年 5月 1日

平成30年 4月 1日

### (目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可(以下「業の許可」という。)を受けようとする者(以下「業許可申請予定者」という。)又は法第23条第1項の規定による変更の許可(以下「変更の許可」という。)を受けようとする者(以下「変更許可申請予定者」という。)が、汚染土壌処理施設の周辺地域の生活環境の保全について適正に配慮するための手続に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)及び汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)で使用する用語の例による。

### (適用)

第3条 この要綱は、八王子市の区域に設置される汚染土壌処理施設に係る業許可申請予定者及び変更許可申請予定者について適用する。

### (生活環境保全計画の提出)

第4条 業許可申請予定者は、当該業の許可の申請を行う前に、汚染土壌(要措置区域等外の土地の土壌であって、規則第31条第1項又は第2項の基準に適合しない汚染状態にあるものを含む。以下同じ。)の処理に係る汚染土壌処理施設の周辺地域の生活環境の保全に関する計画(以下「生活環境保全計画」という。)を作成し、市長と協議するよう努めるものとする。

2 前項の協議は、生活環境保全計画申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に別表第1に掲げる書類及び生活環境保全計画を遵守する旨の誓約書(第2号様式。以下「誓約書」という。)を添えて、市長に提出して行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、申請書には、別表第2に掲げる方法により行った当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果として別表第3に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

4 市長は、申請書の提出があった場合には、遅滞なく、これを公表するとともに、八王

子市環境基本条例（平成13年八王子市条例第82号）に定める八王子市環境審議会の意見を聴くものとする。

- 5 前項の規定による公表があったときは、当該汚染土壌処理施設に関し生活環境の保全上利害関係を有する者は、当該公表の日の翌日から起算して30日以内に、生活環境の保全上の見地からの意見を市長に提出することができる。
- 6 市長は、第4項の規定による意見の聴取をしたとき又は前項の規定による意見の提出があったときは、遅滞なく、その意見を記載した書面を業許可申請予定者に送付するものとする。
- 7 業許可申請予定者は、前項の書面に記載された意見を勘案し検討を行ったときは、生活環境保全計画の内容を修正し、市長に提出することができる。

#### （市長の確認）

第5条 市長は、生活環境保全計画の内容が汚染土壌処理施設の周辺地域の生活環境の保全について適正に配慮されたものであると認めるときは、生活環境保全計画に関する手続が適正に完了したことを確認するものとする。

- 2 前項の確認には、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の確認を行うために必要があると認めるときは、業許可申請予定者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。
- 4 第1項の確認は、生活環境保全計画確認書（第3号様式）により行う。
- 5 市長は、第1項の確認を受けた者（第9条の規定により確認を取り消された者を除く。以下同じ。）の当該確認に係る申請書の内容及び前条第3項に掲げる書面を公表するものとする。

#### （生活環境保全計画の変更）

第6条 変更許可申請予定者は、当該変更の許可の申請を行う前に、当該変更の内容を反映した生活環境保全計画（以下「変更後の生活環境保全計画」という。）を作成し、市長と協議するよう努めるものとする。

- 2 前項の協議は、変更後の生活環境保全計画の内容を反映した申請書（第1号様式。以下「変更後の申請書」という。）に別表第1に掲げる書類（当該変更に係るものに限り。）及び変更後の生活環境保全計画に係る誓約書（第2号様式。以下「変更後の誓約書」という。）を添えて、市長に提出して行うものとする。
- 3 第4条第3項から第7項まで及び前条の規定は、変更後の申請書の提出があった場合について準用する。この場合において、第4条第3項及び第4項並びに前条第5項中「申請書」とあるのは「変更後の申請書」と、第4条第6項及び第7項並びに前条第3項中「業許可申請予定者」とあるのは「変更許可申請予定者」と、同条第1項中「生活環境保全計画」とあるのは「変更後の生活環境保全計画」と、同条第4項中「生活環境保全

計画確認書」とあるのは「変更後の生活環境保全計画に係る生活環境保全計画確認書」と読み替えるものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第4条第3項から第7項までの規定は、変更後の当該汚染土壌処理施設による周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度が変更前と同等以下になると市長が認める場合については、適用しない。

(施設等の改善)

第7条 市長は、生活環境保全計画(変更後の生活環境保全計画を含む。)の内容が遵守されていないと認めるときは、第5条第1項の確認を受けた者(前条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に対し、期限を定めて、汚染土壌処理施設の設置及び維持管理その他の汚染土壌の処理について必要な改善を指示することができる。

(処理実績等の報告)

第8条 第5条第1項の確認を受けた者は、当該汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理及び、生活環境保全計画に記載した内容に関し、記録し、保管するよう努めるものとする。

(市長の確認の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項(第6条第3項において準用する場合を含む。)の確認を取り消すことができる。

- 一 申請書若しくは変更後の申請書、誓約書若しくは変更後の誓約書、別表第1に掲げる書類又は第4条第3項(第6条第3項において準用する場合を含む。)に掲げる書面に虚偽の記載があったとき。
- 二 変更の許可の際に、第6条第3項において準用する第5条第1項の確認を受けなかったとき。
- 三 第7条の規定による市長の指示に従わなかったとき。
- 四 前条の規定による市長への報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 次条の規定による市長への資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。
- 六 第11条の規定による立入り、調査又は質問に応じなかったとき。
- 七 前各号に定めるもののほか、第5条第2項(第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反したとき。
- 八 汚染土壌の処理に関し、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令又は条例に違反したとき。

(資料の提出)

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、第5条第1項の確認を受けた

者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第11条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、関係職員に、業許可申請予定者、変更許可申請予定者又は第5条第1項の確認を受けた者の同意を得て、汚染土壌処理施設又は汚染土壌処理施設が設置された事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は関係人に対する質問を行わせることができる。

(地位の承継)

第12条 法第27条の2、第27条の3及び第27条の4の規定に基づき、第5条第1項の確認を受けた者から汚染土壌処理業者の地位を承継した者(以下「承継者」という。)においては、第5条第1項の確認を受けた者とみなす。

2 承継者は、生活環境保全計画に記載された内容に基づき、汚染土壌処理施設の周辺地域の生活環境の保全に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 申請書の関係書類

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>一 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類</li><li>二 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面</li><li>三 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</li><li>四 汚染土壌の処理工程図</li><li>五 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに排水及び排水に係る用水の系統を説明する書類</li><li>六 排水口における排水の水質の測定方法を記載した書類</li><li>七 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質の測定方法を記載した書類</li><li>八 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類</li></ol> |
|--|

- 九 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類
- 十 地域の実情に応じて周辺住民と協議した目標値等を記載した書類
- 十一 法第22条第3項第2号に掲げる事項に該当しない旨の宣誓書

別表第2 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の方法

- 一 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に準拠し行うこととするが、浄化方法や地域特性に応じて、地域の生活環境の保全に適正に配慮されていることが判断できる、適切で合理的な調査を生活環境保全計画を考慮して行うこと。
- 二 調査すべき事項は、次の表のとおりとする。

調査項目	
大気質	粉じん
	二酸化硫黄
	二酸化窒素
	浮遊粒子状物質
	塩化水素
	ダイオキシン類
	特定有害物質等
騒音	騒音レベル
振動	振動レベル
悪臭	臭気指数（臭気濃度）
水質	生物化学的酸素要求量
	化学的酸素要求量
	浮遊物質
	ダイオキシン類
	特定有害物質等
地下水	地下水の流れ

別表第3 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果に記載すべきもの

- 一 設置しようとする汚染土壌処理施設の種類及び規模並びに浄化する特定有害物質の種類を勘案し、当該汚染土壌処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭又は水質等に係る事項（以下「生活環境影響調査項目」という。）
- 二 生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- 三 当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程

度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法

四 当該汚染土壌処理施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

五 当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

六 その他当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項